

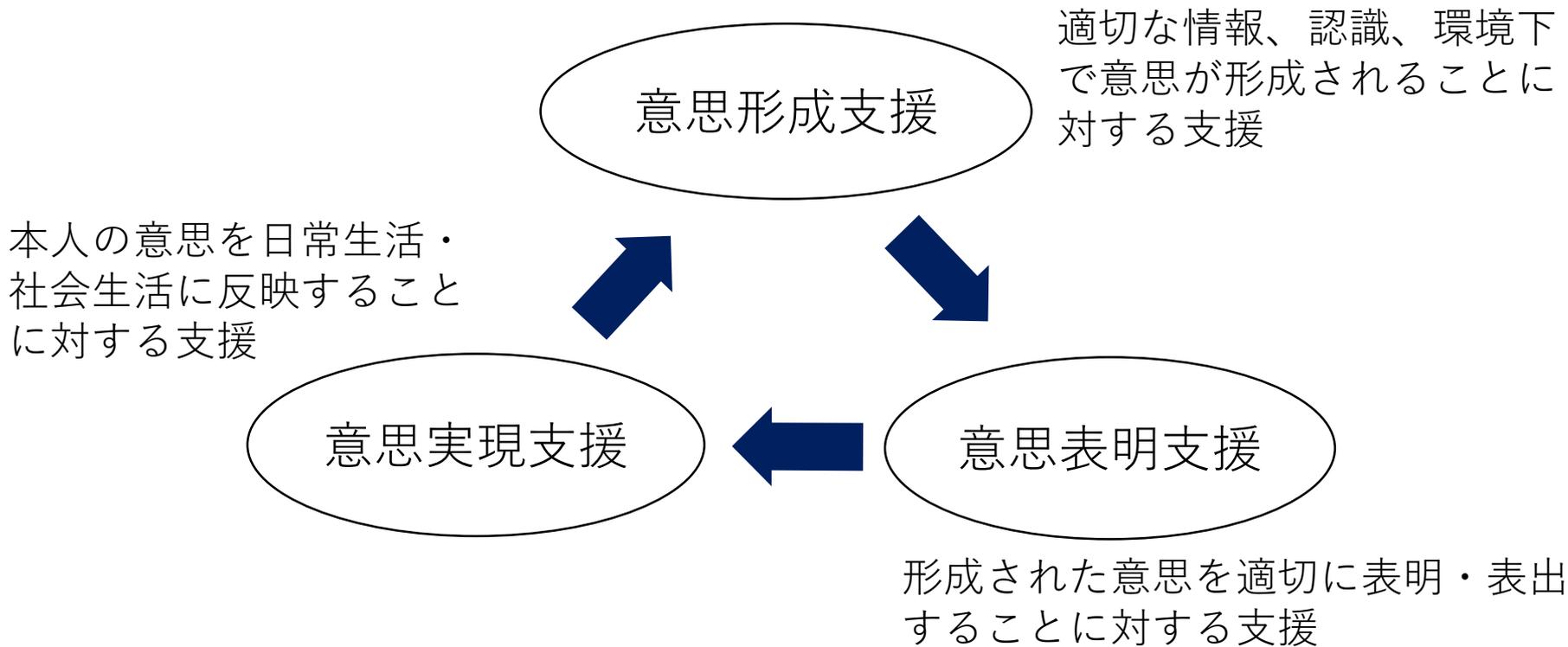
計画・障害児相談支援における運営上、 報酬算定上の留意事項について

和気町民生福祉部介護福祉課

サービス担当者会議とケース会議の違い

	サービス担当者会議	ケース会議
主催者	相談支援専門員	支援に関わる誰でも可能（事業所、相談支援専門員、行政等）
目的	計画案の内容について、最終的な内容を確定させる	特定の課題に対して、対応策を練る
タイミング	障害福祉サービスの新規申請や更新時等	必要が生じたときにはいつでも
参加者	本人、家族、相談支援専門員、各サービスの担当者	課題に関係するメンバーのみ

サービス担当者会議における意思決定支援



モニタリングについて

1. 「**スモールステップ**」による**目標設定**
サービス等利用計画で掲げる目標は、
「達成可能」 かつ 「具体的」 なものか

モニタリングについて

2. モニタリングにおける評価とPDCAの徹底

未達成の場合

- ・ 目標が高すぎてなかったか（目標設定の確認）
- ・ 内容に興味を持てなかったか（アプローチのミス）
- ・ 本人の満足度はどうか（ニーズの再定義） など

※状況に変化がないからといって、前回の計画を機械的に
コピー&ペーストして更新・継続することは厳禁

モニタリングについて

3. 対面・居宅訪問の徹底

制度上、指定された月には必ず本人の居宅を訪問し、面接を行うこと。

※「ついで」の署名は厳禁

自宅…本人のSOSが最も現れる場所
生活環境の変化・虐待の早期発見

機能強化型サービス利用支援費 (機能強化型継続サービス利用支援費)

○基本的取扱方針

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難なケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること
- ・協議会と連携や参画していること

機能強化型サービス利用支援費 (機能強化型継続サービス利用支援費)

○具体的運用方針

- ・留意事項伝達会議

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、aからcの要件を満たすものでなければならない。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

- a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること
 - (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
 - (f) 利用者から苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - (g) その他必要な事項

機能強化型サービス利用支援費 (機能強化型継続サービス利用支援費)

○具体的運用方針

- ・留意事項伝達会議

- b 議事については、記録を作成し、5年間保存
しなければならない

- c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること

機能強化型サービス利用支援費 (機能強化型継続サービス利用支援費)

○具体的運用方針

- ・ 現任研修修了者同行による研修

当該現任研修修了者が、新規に採用した従事者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めても差支えない。

機能強化型サービス利用支援費 (機能強化型継続サービス利用支援費)

○複数事業所が協働により体制を確保する場合

a 体制要件

- (a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること
- (b) 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること
- (c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものである

機能強化型サービス利用支援費 (機能強化型継続サービス利用支援費)

○複数事業所が協働により体制を確保する場合

b 事業所要件

(a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第19条に規定する運営規定において、**地域生活支援拠点等であることを市町村により位置づけられていることを定めていること**

(b) 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること

なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、**支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする**

また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として**定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする**

※一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は、協議会単位の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る

減算について

- ・ 情報公表未報告減算
情報公表対象のサービス等に係る報告を行っていない場合に適用される
- ・ 業務継続計画未策定減算
感染症や災害が発生しても、サービスを止めないための計画（BCP）を作成していない場合に適用される
- ・ 虐待防止措置未実施減算
 - ① 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかること
 - ② 授業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること
 - ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと上記の基準を満たしていない場合適用される

その他加算について

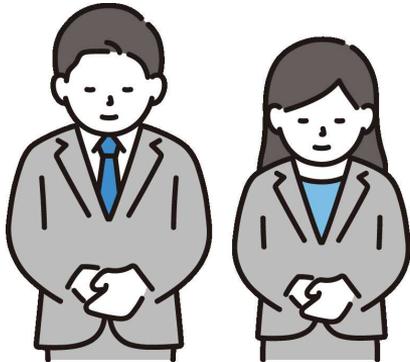
- ・個別サポート加算Ⅲ

加算の算定にあたっては、学校や教育委員会、または子ども家庭センター（児童相談所）等との緊密な連携が求められます。
事業所から算定の相談があった場合や計画に位置づける場合は、必ず市町村の担当課へ一報入れてください。

- ・加算についての算定基準について、まず事業所内でハンドブック等でよく確認し、算定要件を満たしている場合には、漏れのないよう積極的に算定をしてください。

- ・加算算定の根拠となる記録は具体的に残すようにしてください。

何か困ったことや判断が難しいことがありましたら、市町村の担当課へご相談ください。



ご清聴ありがとうございました